

○丹波篠山市住民投票開票立会人規程

平成30年11月10日
選管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波篠山市住民投票条例（平成25年篠山市条例第32号。以下「条例」という。）第14条及び丹波篠山市住民投票条例施行規則（平成25年篠山市規則第31号）第26条の規定に基づき、開票立会人について必要な事項を定めるものとする。

(開票立会人)

第2条 条例第3条第1項の規定により住民請求をした者は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、その住民投票の期日前3日までに、開票立会人となるべき者の届出書（別記様式）により丹波篠山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出ることができる。

2 委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人（前項の規定により届出があった者を含む。）を選任し、当該投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

3 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき、又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき、若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

4 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票立会人の氏名等の通知)

第3条 委員会は、前条第1項又は第3項の規定により委員会において開票立会人を選任した場合においては、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。